

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 有明海再生・環境課

法令名	水質汚濁防止法	法令番号	昭和45年法律第138号	
手続名	地下水の水質浄化に係る措置命令	根拠条項	第14条の3第1項、第2項	
処分基準	<p>(1) 処分を行う場合</p> <p>特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、または生ずるおそれがあると認めるときは、その被害を防止するため必要な限度において、相当の期限を定めて処分を行う。</p>			
	<p>(2) 処分の内容、程度</p> <p>当該特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者（相続、合併または分割によりその地位を承継した者を含む。）に対し、地下水の水質の浄化のための措置をとることを命ずる。</p> <p>また、地下への浸透があった時において当該特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者であった者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）に対しても、地下水の水質の浄化のための措置をとることを命ずる。</p>			
対応区分	<p>1 聴聞の実施</p> <p>2 弁明の機会の付与</p>	<p>処理機関</p> <p>保健福祉事務所</p>	<p>交付機関</p> <p>保健福祉事務所</p>	<p>目次</p> <p>No.</p>